

社会福祉法人ほなみ会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほなみ会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員並びに外部委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいい、定款第5条に基づき置かれる評議員並びに定款第7条に基づき置かれる評議員選任・解任委員会外部委員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤の役員等とは、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表1に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。ただし、同一日に複数回の業務にあたった場合は、一業務分のみを支給とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、現金により本人に支給する。

(費用)

第4条 非常勤の役員等が職務のため出張する場合は、この法人の国内出張旅費規程に基づいて、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表 1（非常勤の役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

	日額
監事監査、理事会等会議への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（4）外部委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※ 上記報酬日額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の額

※ 控除すべき金額は法人支払う